

ご旅行条件(要旨)旅行条件は必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、晴世界紀行(以下「当社」といいます)が募集する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- 当社は、募集型企画旅行契約において、旅行者が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 募集型企画旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表、及び当社募集型企画旅行契約約款によります。

2. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道など利用交通機関の運賃(コースにより等級が異なります)。
- 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所)。
- 旅行日程に明示した観光の料金
- 旅行日程に明示した宿泊の料金及び諸税(2人部屋にお2人様ずつの宿泊を基準とします)。
- 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料。
- 手荷物の運搬料金。お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金(お1人様20kg以内が原則となっておりますが、方面によって異なりますので詳しくは係員におたずねください)。手荷物の運送は、当該運輸機関が行い、当社が運輸機関に運送委託手続を代行するものです。
- 団体行動中のチップ
- 添乗員の同行費用
- 日本国外の空港諸税
上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

3. 旅行のお申し込み

- 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。
- 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、電話等による予約のお申し込みの翌日から起算して5日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

4. 旅行契約の成立時期

募集型企画旅行契約は、当社が予約の承諾をし第3項の申込書の提出と申込金を受領した時に成立するものとします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたり日より前に全額お支払いいただきます。

6. 旅行代金に含まれないもの

- 前第2項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
- 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
- お客様のご希望によりお1人部屋を使用される場合の追加料金。
- クーリング代、電報電話料金、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料金。
- 渡航手続き諸費用(査証料及び渡航手続き取扱料など)。
- お客様のご希望によりお1人部屋を使用される場合の追加料金。
- 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金、自由行動中の交通費・入場料等。
- 日本国内の空港施設使用料、ご自宅と出発・帰着空港間の交通費・宿泊費。
- お客様の傷害疾病に関する医療費、任意の海外旅行傷害保険料。

7. 旅行契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

8. 旅行契約の解除・払い戻し

- お客様は別表に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払い戻

しいたします。旅行の取消は当社の営業時間内でのみ承ります。

- 渡航手続き上の事由に基づき、お取り消しになる場合も上記取消料をお支払いいただきます。
- 取消料・違約料の対象となる旅行代金とは追加代金(追加代金とは、パンフレット等でご案内するオプションツアー・延泊・運送・宿泊等の等級変更・1人部屋追加代金及びお客様の個人的なお申し出による別途手配代金をいいます)を含めた合計額です。振込手数料はお客様の負担となります。
- お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。
 - 以下の重要な変更が行われたとき
 - 旅行開始日又は終了日の変更
 - 観光地、観光設備、その他の目的地の変更
 - 運送機関の種類又は運送会社の変更
 - 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
 - 宿泊施設の変更
 - 宿泊施設の客室の種類・設備・景観の変更
 - 旅行代金が増額された場合

- お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく、旅行契約を解除することができます。ただし、各コース毎に別に定める場合は、コース毎の規定が優先いたします。
 - 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

- お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち不可能となった部分に係わる金額をお客様に払い戻いたします。
 - 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

- お客様は当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は旅行代金のうち不可能となった部分に係わる金額をお客様に払い戻いたします。
 - 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

9. 旅行契約の解除(当社の解除権)・払い戻し

- お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは、申込金と同額の違約料(但し旅行代金の20%以下とします)をお支払いいただきます。
- 次の各項目いずれかに該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して、旅行契約を解除することがあります。なお、この場合、当社は違約料をいただきます。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - パンフレットに記載した最少催行人員に達しなかったとき。

- 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- 天災地変、戦乱、運送機関等における争議行為、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

- お客様は本項(ⅱ)により旅行契約を解除したときは既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいただきます。

10. 当社の責任及び免責事項

- 当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします(お荷物に係る賠償限度額は1人15万円)。ただし損害発生の日から起算して半年以内に当社に対して通知があったときに限ります。また次のような場合は原則として責任を負いません。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故もしくは火災、運送機関の遅延、不運またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。
- 現金、貴重品、重要書類、撮影済みのフィルム、その他お荷物等については賠償の責を負うものではありません。
*当社はいかなる場合でも旅行の再実施は致しません。

11. お客様の責任

当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けます。

12. お客様の交際

お客様は当社が承諾した場合に限り、1人あたり20,000円の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

13. 特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体、または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規定により、一定の補償金及び見舞金を支払います。

14. 旅程保証

契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます)、旅行日程に重要な変更が行われた場合は、旅行業約款の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1%～5%に相当する額の変更補償金を旅行終了日から30日以内に支払います(当社は、旅行者の同意を得て金銭による変更補償金の支払いに替え、これと相応の追加観光等の経済的利益の提供をもって補償を行うことがあります)。ただし、一旅行の提供について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、追加代金を含めた合計額です。

●この旅行条件は、2023年10月1日を基準としています。また、旅行代金は2023年10月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則又は国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。変更・取消等の連絡は旅行申込みを受けた販売店の営業日・時間内のみお受けします。この取引条件取引書面に定めのない事項は当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

●海外渡航関連情報について
渡航先(国または地域)によって外務省海外渡航情報等、安全関係の情報が提供されている場合があります。海外渡航関連の情報は、外務省海外安全相談センター、厚生労働省検疫所ホームページなどで必ずご確認ください。
■外務省 渡航関連情報のサイト <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
■厚生労働省検疫所による海外渡航者のための感染症情報 <http://www.forth.go.jp/>
なお、ご不明な点はお申し込み窓口にお問い合わせください。

●個人情報の取扱について

(1)当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表および別途契約書面に記載した日曜日にお送りする確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社等に対し、お客様の氏名、パスポート番号及び生年月日を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスの御案内、当社の商品やイベントの御案内のために、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。

(2)当社は、旅行中に傷病があった場合に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要がある当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

●本パンフレットの掲載写真と地図について

パンフレットには、よりお客様に訪問地のイメージを挿入していただけるよう、ツアーに即した写真を掲載するように努めておりますが、ツアーに参加いただいた場合、必ずしも同じ角度や高度でご覧いただけるという保証ではありません。予めご了承ください。また、掲載しております地図につきましても、おおよその位置関係と宿泊地、訪問地を示し、イメージを挿入していただくためのものです。乗継ぎ地を含めた航空機のルートや正確なバスの地理上のルートではありません。

●添乗員の休憩時間について

添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法の定めからも勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

●海外旅行保険の加入のお勧め

ご旅行中の病氣や事故、盗難などに備え、お客様自身で十分な補償金額の海外旅行保険に加入されることをお勧めします。また、お客様のご都合により募集型企画旅行契約を解除される場合は、取消料をお支払いいただく場合がございます。旅行契約を解除される事由によっては、旅行変更費用担保特約が適用される場合もございますので、海外旅行保険については、当社へお問合せください。

解除時期等(旅行の取消はパンフレットに表記の営業時間でのみ承ります。)		旅行代金取消料	
海外旅行(クルーズを除く) (※旅行開始日の前日から起算してさかのぼって) ☆クルーズは右記の更に30日前から対象です。	40日前以降～31日前以前(ピーク時のみ)	旅行代金の10%	※査証取得手数料等の渡航手続き諸費用は、これと関係なく実費をいただきます。 ※ここでいう旅行代金にはシングル料、ビジネスクラス追加料金等の全追加代金を含みます。 ※ピーク時:12月20日～1月7日、4月27日～5月6日、7月20日～8月31日の各出発日。 ※クルーズの旅はこれとは別途の規定となります。該当ページをご確認下さい。 ※ご出発30日前を切ったお申込みの場合は、ご請求書をお送りさせていただいた段階でキャンセル料の対象となりますのでご了承ください。
	30日前以降～3日前以前	旅行代金の20%	
	旅行開始の前々日、前日	旅行代金の50%	
	旅行開始日以後の解除、又は無連絡不参加	旅行代金の100%	
国内旅行(クルーズを除く) (※旅行開始日の前日から起算してさかのぼって)	21日前以降～8日前以前	旅行代金の20%	
	7日前以降～前日	旅行代金の40%	
	旅行開始日以降	旅行代金の100%	

お申し込みからご出発まで

○電話予約

お電話にて、残席をご確認の上、ご希望のコースと出発日をご連絡ください。
※ビジネスクラスにつきましては、事前にお座席を確保しておらず、ご希望を承ってからの手配となります。座席数には限りがございますので、ご検討の方はお早めにお問合せください。ご出発前40日前を切りますと、お座席の確保が難しい場合がございます。

○正式なお手続き

電話予約後、5日以内にお申込書をご郵送、または、FAXしていただき、お申込金(旅行代金の内金に充当します)をお振り込みください。ご来社いただき、現金でお支払いいただいても結構です。また、海外旅行保険にご加入ご希望の方は、旅行保険申込書もあわせてお送りください。
◆お申込み金 旅行代金の総額が25万円以上の場合:50,000円
旅行代金の総額が25万円未満の場合:20,000円
※クレジットカードでのお支払いは、お受けしておりませんのでご了承ください。

○お申し込み後のご案内

正式なお申し込み手続きののち、旅行準備説明会のご案内、残金のご請求書をお送りいたします。(一部、ビザを必要とするコースでは、ご連絡した一定の期日までに、パスポート、ビザ用写真などをご郵送願います。)

○最終案内

ご出発の20～10日前に旅行準備のための最終資料(最終旅行日程表、ご集合案内、現地事情、荷札、トランクケース無料託送サービスのご案内、お留守宅用控え等)をご郵送いたします。

○出発4日前～前日

お客様のトランクケース【お一人様20kg 一個まで】をご自宅から空港まで無料で弊社指定の託送業者が託送いたします。また、担当の添乗員がお電話にてご連絡申し上げます。最終的な確認、ご不明な点などご相談ください。

○ご出発当日

事前にご案内しておりますご集合場所へお越しください。当日は皆様のお顔合わせと添乗員のご挨拶をさせていただきます。ビザ取得のためにパスポートをお預かりしているコースでは、ご出発当日にお返しいたします。

○ご帰国

トランクケースは、指定業者が空港または宿泊施設からご自宅まで無料でお運びいたします。帰国後、添乗員の手作りルートマップ(簡単な旅行日誌)をお送りいたします。